

建築BIM環境整備部会の活動報告



- ① BIMによる確認申請を可能に
- ② 設計・施工・維持管理間の横断的な活用の円滑化
- ③ 維持管理・運用段階の利用促進
- ④ 中小の設計事務所・建設業者のBIM活用促進



社会実装を加速化

① BIMによる確認申請を可能に

- 2026年4月1日のBIM図面審査開始に向け、BIM図面審査の試行・検証等を実施し、これを踏まえたBIM図面審査ガイドライン(初版)等を公開。

② 設計・施工・維持管理間の横断的な活用の円滑化

- 分野を横断したデータ活用を進めるため、R6年度に策定した標準属性項目リストの拡充とユースケース別の標準活用ルールの検討等を実施。

③ 維持管理・運用段階の利用促進

- 維持管理・運用の業務に関わる情報の整理、維持管理・運用段階のBIM活用に関するガイドライン策定に向けた検討を実施。

④ 中小の設計事務所・建設業者のBIM活用促進

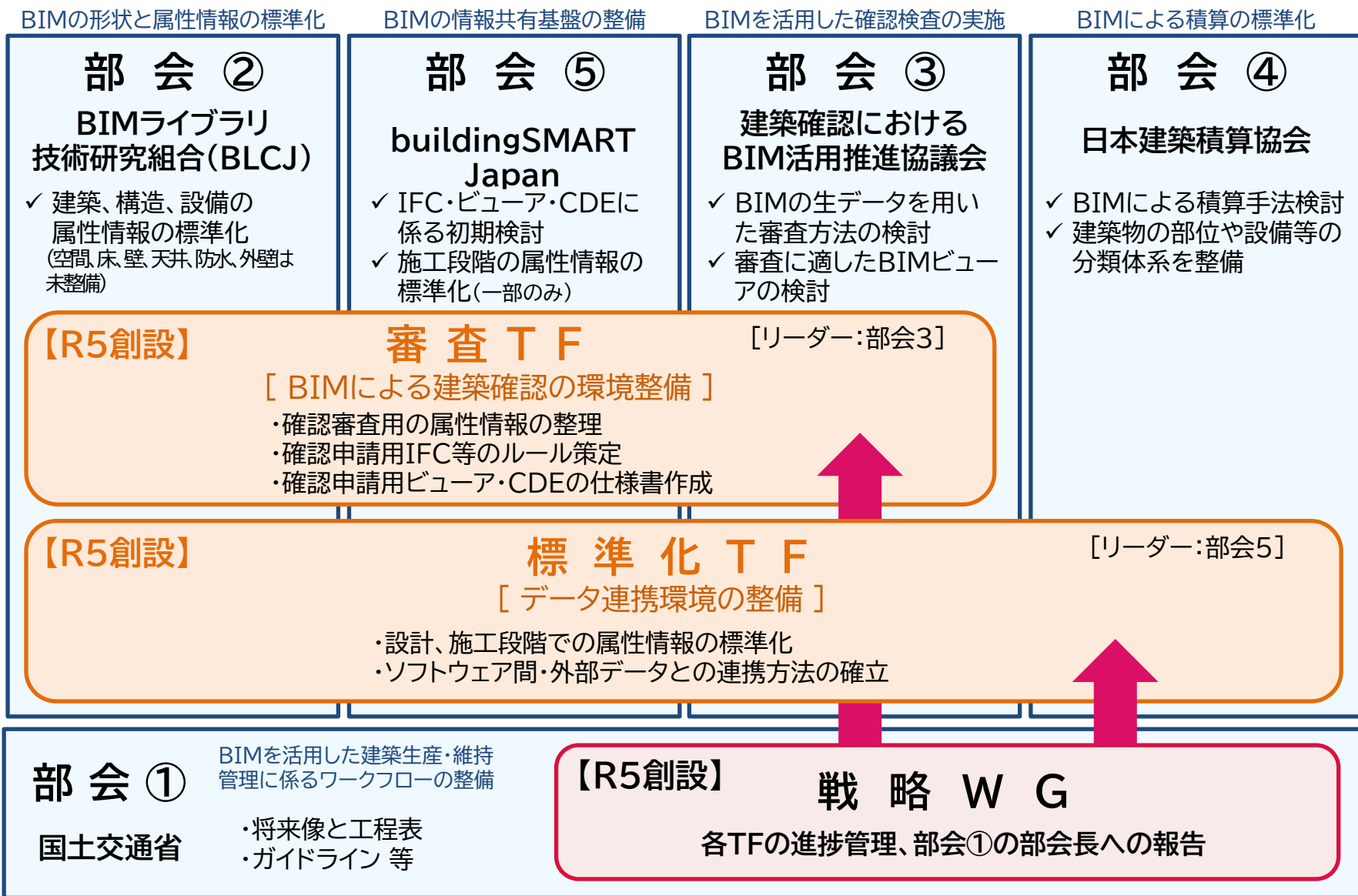
- 「建築GX・DX推進事業」において、建築物のLCAの実施によるLCCO₂削減の推進(GX)と建築BIMの普及拡大による生産性向上の推進(DX)を一体的・総合的に支援。

上記の取組に加え、

建築生産全体のBIMの標準ワークフローの整理

- 令和2年に策定・令和4年に改定した「建築分野におけるBIMの標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン」について、第3版への改定に向けた議論を実施。

○部会を横断する課題・データの利用拡大に資する重要課題について、連携すべきインプットとアウトプットを明確にした個別のTF(タスクフォース)を設置し、社会実装を加速化



[維持管理・運用段階におけるデジタル化]は別途検討

BIM図面審査

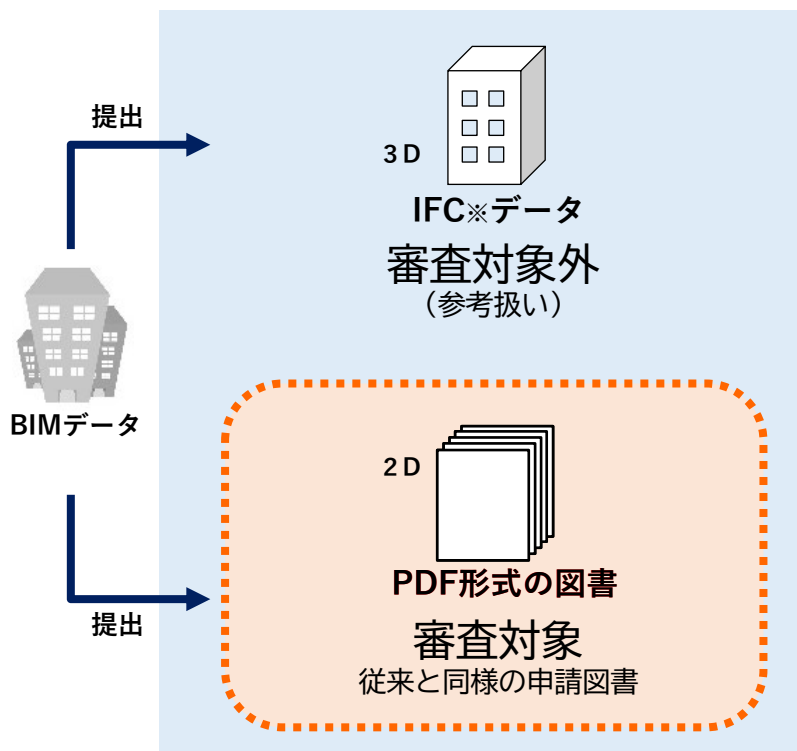
BIMデータから出力されたIFCデータとPDF形式の図書の提出により、図面間の整合チェックが不要となり、審査期間の短縮に寄与

2026年4月1日
(予定)

開始

2027年度～

順次拡大



BIMデータ審査

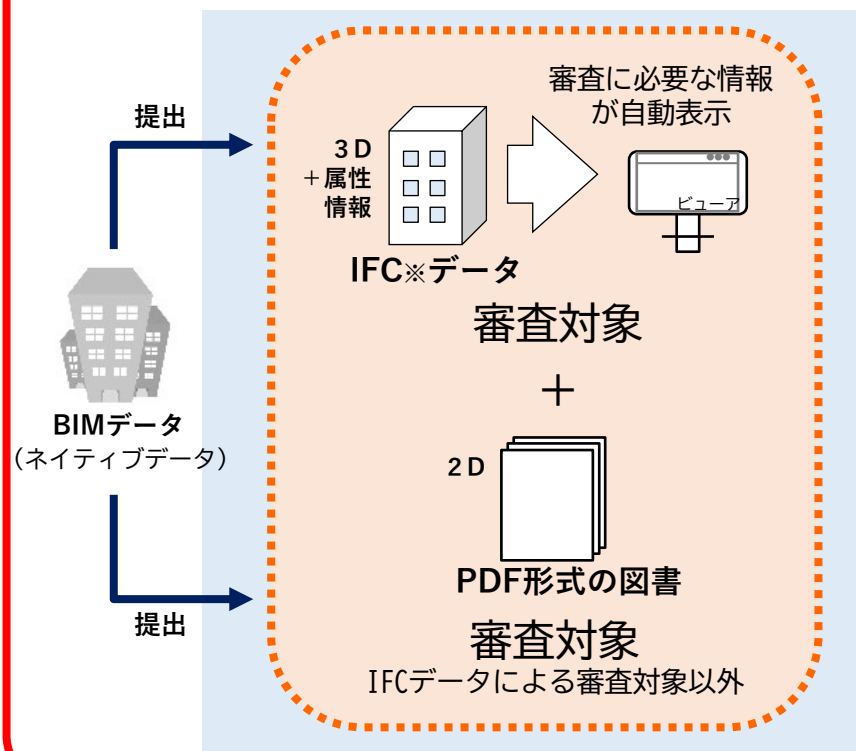
IFCデータを審査に活用し、審査に必要な情報が自動表示されることにより、更なる審査の効率化（審査期間の更なる短縮）に寄与

2029年春

開始

将来像

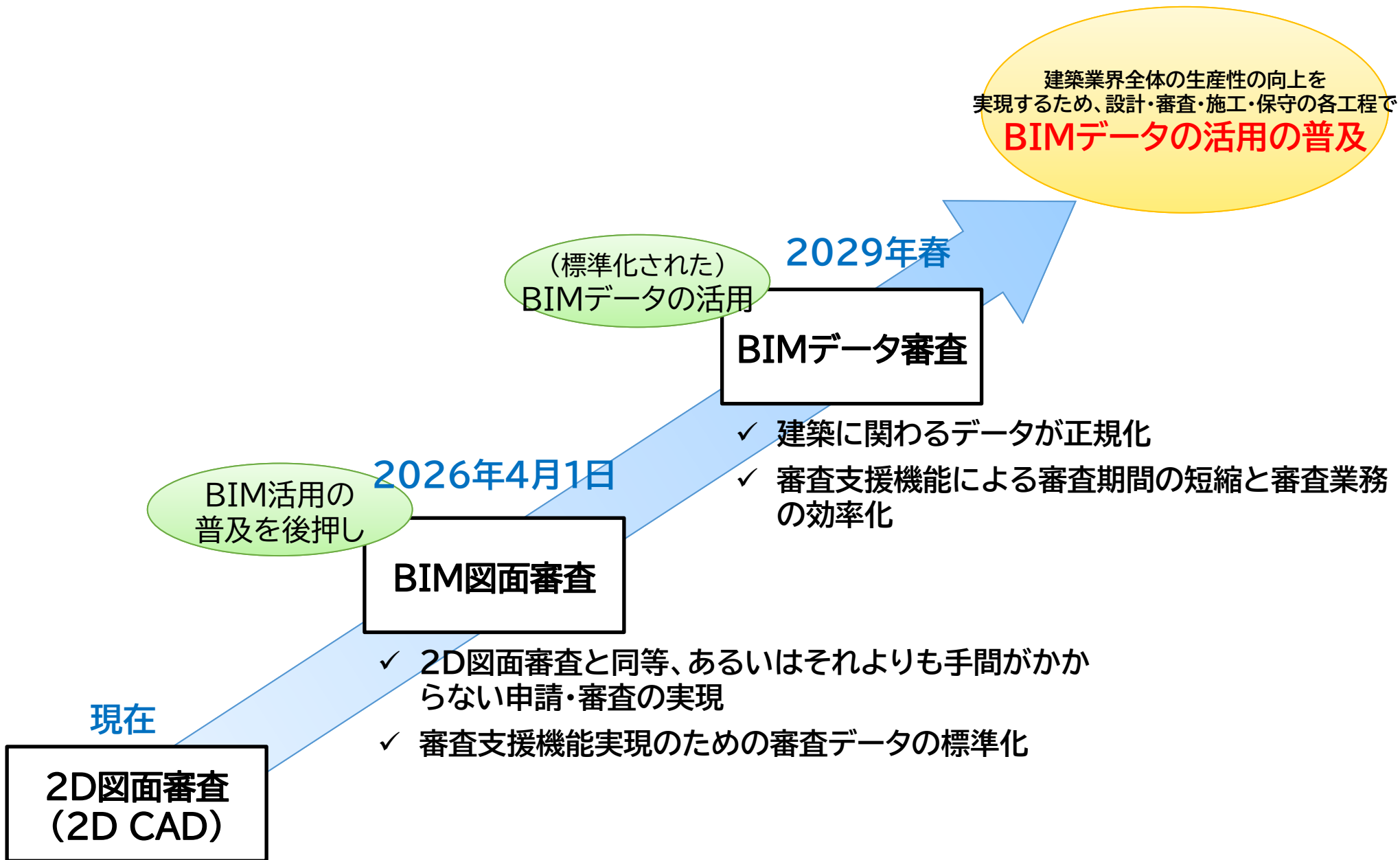
IFCデータを活用した
審査対象を順次拡大



※ IFC：BIMの共通ファイルフォーマット

□ : CDE上での提出範囲

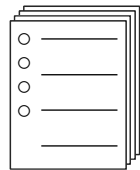
□ (dashed) : 審査対象範囲



- 申請者は、一定のルール（入出力基準）に従いBIMデータを作成し、これを活用してPDF形式の図書とIFCデータを書き出す。また、入出力基準に従っている旨の誓約書や、その他必要な図書等を準備し、確認申請用CDEにアップロードし、確認申請を実施。
- 審査者は、確認申請用CDEにアップロードされた申請図書により審査*を実施。
 ※IFCデータは審査対象ではなく、形状理解のための参考として活用

○入出力基準

BIMデータから出力された図書の「形状」、「属性」又は「計算」に関して、図書の記載事項の整合性が確保されるための入出力の基準



入出力基準に基づき、BIMデータを作成

作成にあたり、参考テンプレートを使用することが可能（使用は必須ではない。）



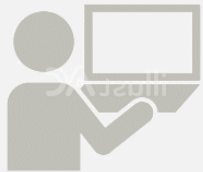
BIMデータ
(ネイティブデータ)

BIMデータからIFCデータ(①)とPDF形式の図書(②-1)を出力

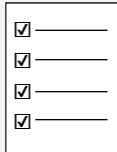


(BIM由来でない図書)

一部の図書はCAD等で作成しPDF化(②-2)



申請者（設計者）

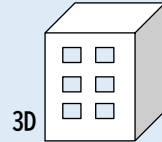


入出力基準に従いBIMデータの作成等を行ったことをチェック(③)

①②③を提出

確認申請用CDE※1 (BIM図面審査用のCDE)

① IFCデータ※2

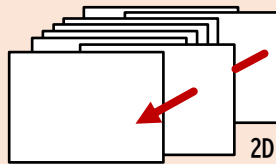


3D

審査対象外（参考扱い）

審査対象

② PDF形式の図書（従来と同様の申請図書）



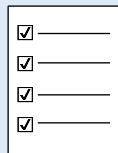
2D

整合性確認※3
(一部を省略)

誓約書による誓約に基づき、一部の整合性確認を省略

③ 入出力基準適合誓約書

入出力基準に従いBIMデータの作成等を行ったことについて、設計者が誓約する書類



BIMビューアにより閲覧し、形状の把握・理解に利用



審査者



- 整合性の確認
- 明示事項の審査
- 法適合の審査

審査

整合性の確認を省略する範囲を確認

- ※1 ICBA確認申請用CDEの審査環境を標準とする
- ※2 BIMの共通ファイルフォーマット
- ※3 図書の複数箇所に記載された審査に必要な情報のうち、形状・位置・数値が同一、あるいは文字情報の意味内容が同一であることを確認すること。

- 設計者は、入出力基準に従い入力・出力（表示・表記）を行い、書き出したデータであることを誓約します。
- 審査者は、設計者の入出力基準への適合の誓約に基づき、当該事項について整合性確認を省略することができます。

✓ 入出力基準

I) 「形状」に関する基準

：BIMの機能により、オブジェクトを入力し、当該オブジェクトを複数の図書（図面または図）に表示することで、複数の図書（図面または図）間における形状の整合性を確保するための基準

II) 「属性」に関する基準

：BIMの機能により、単一のオブジェクトに入力した属性情報を複数の図書（図面または図表）に表記することで、複数の図書（図面または図表）に表記された情報の整合性を確保するための基準

III) 「計算」に関する基準

：BIMの機能により、オブジェクトの形状から算出された当該部分の領域の面積の複数の値を用いて計算してその計算式と計算結果を表記することで、その図書（図面または図表）に表記された複数の値、その値を用いた計算式及び計算結果の整合性を確保するための基準 ほか

○参考テンプレート



入出力基準を満たす設定をした作業環境

✓ 手間のかかる調整や表示、設定等を事前に用意

✓ ソフトウェアや案件毎の必要に応じて整備（用途や規模に応じた入力のバリエーション）

✓ 整合性確認省略の対象

1) 図面または図間の形状に関する整合

：単一のオブジェクトを表示しているので複数の図で形状・位置が整合する

[例]

○図面と図面（各階平面図・立面図等）の壁オブジェクトの形状及び位置

2) 図面または図表の属性情報の表記に関する整合

：単一の属性情報を図示しているので複数の図で属性情報から引用した表記が整合する

[例]

○図面と図面（各階平面図・建具表等）の防火設備の種類の表記

3) 図面と表の計算値等に関する整合性

：計算機能により、図と整合した面積が算出される（=図と表が整合する）、計算機能により正しく四則計算される

[例]

○図と表（求積図と面積表（面積の値））の形状と計算値の表記

	入出力基準の項目		入出力基準に従い作成した図書			
	入出力基準に従い作成した部分 明示すべき事項等	入出力基準に従い作成した図書				
■-001	敷地境界線	①形状				
		②種別				
		③各辺の長さ				
		④敷地面積				
■-002	方位	—				
■-003	通り芯	①形状				
		②符号				
		③通り芯間の寸法表記				

誓約書（第一面）

・建築物の名称
・設計図書を作成した者
・BIMソフトウェア名等

誓約書（第二面以降）

部分	図書の種類			
	—	○	△	—
—	—	○	△	—
—	—	○	△	—
—	—	○	△	—
—	—	○	△	—
—	—	○	△	—
—	—	○	△	—
—	—	○	△	—

○：全ての部分において基準に従い作成
△：一部分において基準に従い作成
—：基準に従い作成していない又は該当しない

整合性確認

※整合性確認

PDF形式の図書について、誓約書を基に省略する範囲を確認する

入出力基準に従い
BIMデータを作成



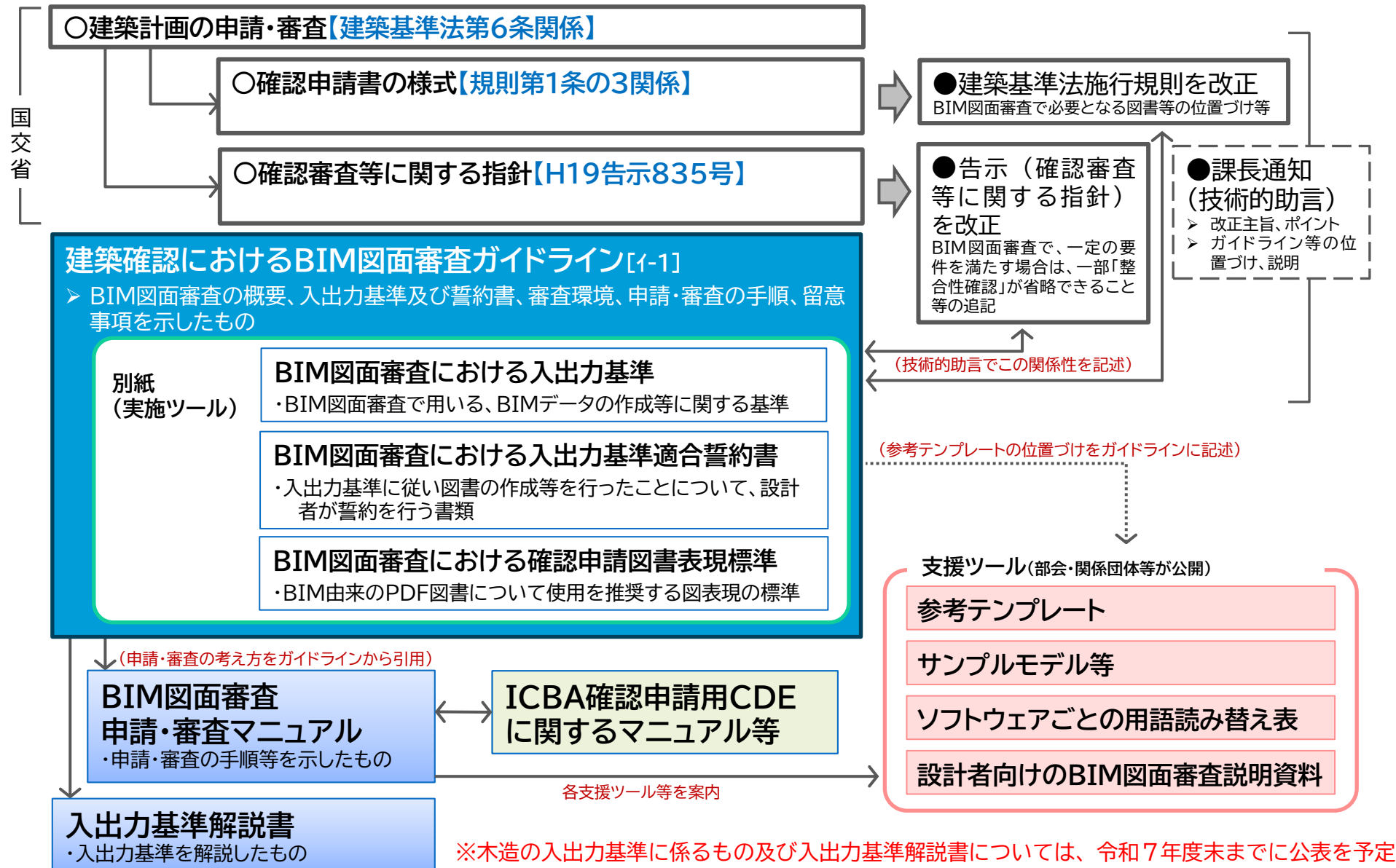
BIMデータから書き出し



テンプレート等を用いてBIMデータを作成し、PDF図面+IFCデータを書出し

PDF形式の図書

<ガイドライン・マニュアル、各種ツールの位置づけ>



- 2026年4月1日にBIM図面審査制度を開始するため、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)及び建築基準法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する指針(平成19年国土交通省告示第835号)について、所要の改正を実施予定。

建築基準法施行規則の改正について

BIMモデルにより作成した図書により確認の申請又は計画の通知を行う際に申請者が提出すべき書類に、当該図書が適正に作成されていることを誓約する書類(誓約書)を追加する。

建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)

改正部分の抜粋

(確認申請書の様式)

第一条の三 (略)

一～三

三の二 **建築物情報モデル**(プログラムによる建築物その他の工作物又はその部分の外部及び内部の形状を示す三次元の情報^{を当該建築物その他の工作物又はその部分の名称、面積その他の情報と関連付けて記録した設計に係る電磁的記録をいう。})に記録された情報の内容^{を出力することにより作成した図書を申請書の一部として提出する方法による確認の申請(以下「建築物等情報モデル図書申請」という。)}を行う場合にあっては、当該図書が適切な方法により作成することを誓約する書面(以下「誓約書」という。)

確認審査等に関する指針の改正について

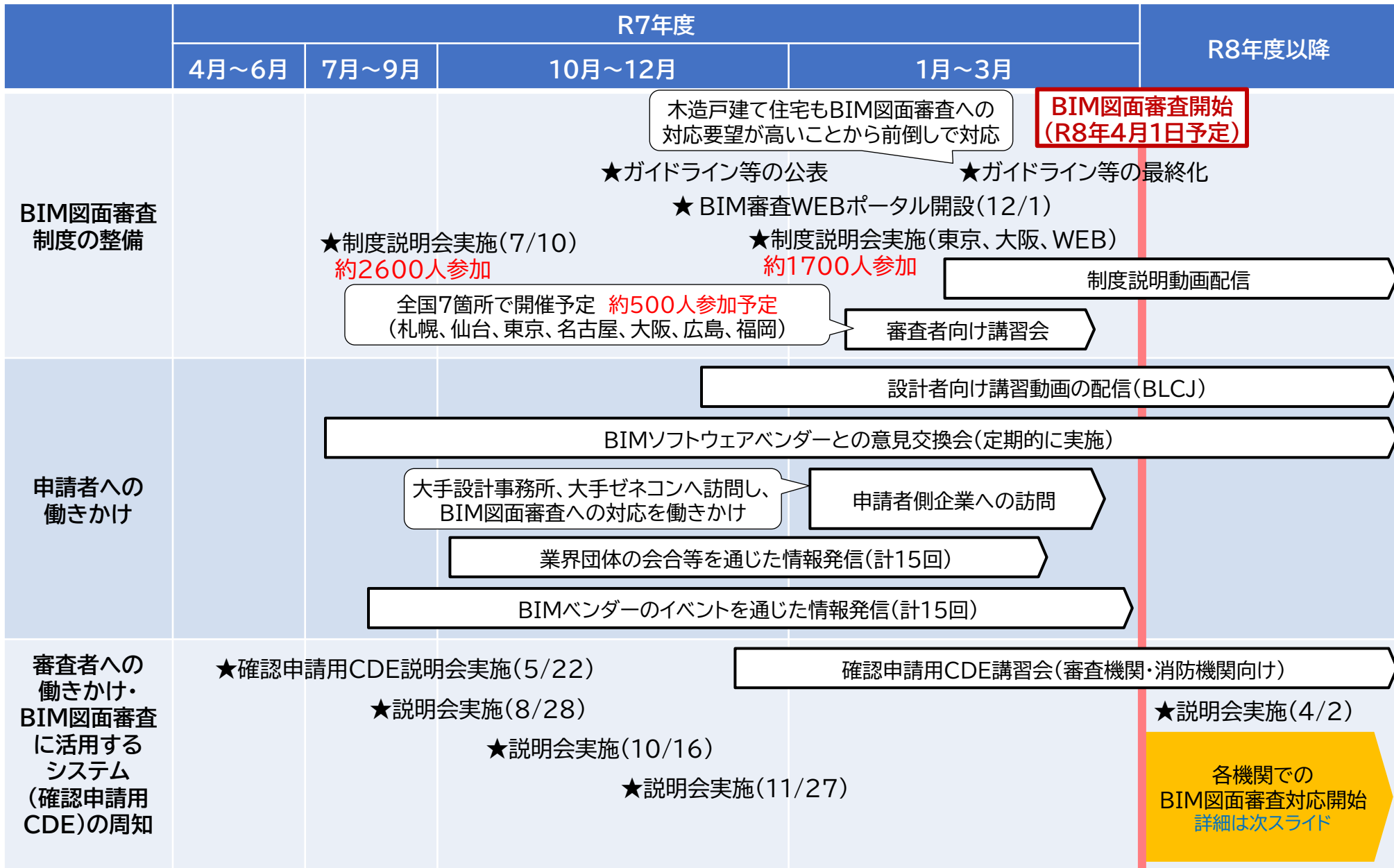
確認の申請又は計画の通知を受けた審査者による審査の実施の際に申請書等の記載事項が相互に整合していることの確認(以下「整合性確認」という。)を求めているところ、属性情報が紐付いた1つの3次元モデルを平面に切り出すことにより、整合した図面を容易に作成することが可能であることを踏まえ、1つのBIMモデルにより作成した図書による申請又は通知があった場合であって、誓約書の提出があったときは、当該審査において整合性確認を不要とする。

確認審査等に関する指針(平成19年国土交通省告示第835号)改正部分の抜粋

第一 確認審査に関する指針 (略)

2 (略)

一 (前略)申請書又は通知書の製本一通及び副本一通並びにこれらに添えた図書及び書類(第四項第三号及び第五項第三号において「申請書等」という。)の記載事項が相互に整合していることを確かめること。**ただし、(中略)誓約書の提出を受けたときは、当該誓約書に係る図書の記載事項については、この限りではない。**



No.	機関名
1	一般財団法人日本建築センター
2	一般財団法人日本建築総合試験所
3	日本ERI株式会社
4	ビューローベリタスジャパン株式会社
5	日本建築検査協会株式会社
6	株式会社グッド・アイズ建築検査機構
7	株式会社J建築検査センター

特定行政庁としては**千歳市**、**塩竈市**がBIM図面審査に対応予定。
その他、6機関(特定行政庁1、指定確認検査機関5)が契約手続き中。

No.	機関名
1	檜山広域行政組合せたな消防署
2	大雪消防組合 当麻消防署
3	南空知消防組合消防署
4	大雪消防組合美瑛消防署
5	南空知消防組合由仁支署
6	南空知消防組合長沼支署
7	北後志消防組合消防本部
8	石狩消防署
9	南空知消防組合消防本部
10	根室市消防本部
11	遠軽地区広域組合消防本部
12	美唄市消防本部
13	南宗谷消防組合消防本部
14	檜山広域行政組合今金消防署
15	大雪消防組好比布消防署
16	南空知消防組合南幌支署
17	大雪消防組合愛別消防署
18	富良野広域連合上富良野消防署
19	つがる市消防本部
20	陸前高田市消防本部
21	黒川地域行政事務組合消防本部
22	名取市消防本部
23	鶴岡市消防本部
24	かすみがうら市消防本部
25	芳賀地区広域行政事務組合消防

No.	機関名
26	鹿沼市消防本部
27	さいたま市消防局
28	市川市消防局
29	銚子市消防本部
30	匝瑳市横芝光町消防組合消防本部
31	稲城市消防本部
32	秦野市消防本部
33	十日町地域消防本部
34	白山野々市広域消防本部
35	松本広域消防局
36	熱海市消防本部
37	瀬戸市消防本部
38	春日井市消防本部
39	津島市消防本部
40	小牧市消防本部
41	湖南広域消防局
42	池田市消防本部
43	忠岡町消防本部
44	神戸市消防局
45	三田市消防本部
46	姫路市消防局
47	和歌山市消防局
48	紀美野町消防本部
49	高野町消防本部
50	松江市消防本部

No.	機関名
51	隠岐広域連合消防本部
52	安来市消防本部
53	雲南消防本部
54	美作市消防本部
55	三原市消防本部
56	岩国地区消防組合消防本部
57	那賀町消防本部
58	坂出市消防本部
59	高知市消防局
60	みやま市消防本部
61	柳川市消防本部
62	筑後市消防本部
63	大分市消防局
64	津久見市消防本部
65	豊後高田市消防本部
66	竹田市消防本部
67	徳之島地区消防組合消防本部
68	金武地区消防本部
69	中城北中城消防本部

その他、追加で2026年度中に
33機関がBIM図面審査へ対応
 予定。

○ 入力者やソフトウェアに依らない表記方法を共通化することで、設計・施工・維持管理の各分野間やソフト間でのデータ相互運用を可能とし、分野を横断して一気通貫にBIMデータを活用できる環境を整備する

標準属性項目リスト 統合

※オブジェクト項目については今後も精査
※右記種類はフィルタセット「階層1-1」

各属性情報項目にIDを付番

○情報の表記方法と項目名を標準化

○共通フォーマットとして整備

○データタイプを規定

※GUID (Globally Unique Identifier) とは、ソフトウェアが扱う何らかの対象を一意に識別するための符号の形式の一つで、使用するソフトウェアを限定するのではなく、また、分類上の規則性もない乱数

意匠 — 38種類

- Exp-J
- カーテンウォール
- サイン
- シャッター
- タラップ
- ドア
- とい
- プロジェクト情報
- マンホール
- ユニットバス
- 位置
- 衛生器具
- 屋根
- 家具
- 階段・スロープ
- 外構排水
- 笠木
- 仕上
- 手すり
- 床
- 昇降機
- 植栽
- 設備架台
- 設備基礎
- 窓
- 耐火被覆
- 断熱
- 地形
- 柱
- 天井
- 庇
- 部屋
- 塀
- 壁
- 舗装
- 防水
- 目地
- 梁

構造 — 10種類

- 基礎
- 杭
- 構造スリット
- 鋼材形状
- 床
- 柱
- 柱脚接合
- 壁
- 免震装置
- 梁

設備 — 8種類

- スプリンクラー
- ダクト付属品
- 衛生器具
- 火災報知装置
- 機械設備
- 制気口
- 電気設備
- 配管付属品

■ 現状、部位毎に設計図書を作成するための属性項目を整理。ユースケースに応じて必要となる属性項目は適宜追加予定。

階層1-1	階層2-1	区分1	属性ID	属性項目名 (日本語)	属性項目名 (英語)	データタイプ	単位	入力値 (参考例)	属性項目説明
ドア	水切り	材料情報	117856ab-feed-4ec0-8f78-399b2bb24b76	材質	Material	テキスト		スチール/ステンレス	ドアの水切りの材質を示す。
ドア	水切り	寸法情報	9c3d1288-f06e-41b4-a614-3aab21a260ef	出幅	Width	実数	mm		50 ドアの水切りの出幅を示す。
ドア	庇	寸法情報	13b14b7e-a197-4b09-ad6a-187fe1c31165	出幅	Width	実数	mm		600 ドアの庇の出幅を示す。
ドア	庇	寸法情報	049052bc-7117-4243-a095-74886dc4408	主	Main	実数	mm		600 ドアの主に組み込まれたガラスの幅寸法を示す。
ドア	庇	寸法情報	b38a5fed-8245-4e88-a0eb-e5ca7654f757	副	Sub	実数	mm		600 ドアの副屋に組み込まれたガラスの幅寸法を示す。
ドア	庇	識別情報	3783ce63-5948-4c71-9e55-285af87d802a	種類	Type	テキスト		ガラス種+厚さ なし/フロートガラス/型板ガラス/網入ガラス/網入型板	ドアの庇のガラスの種類を示す。

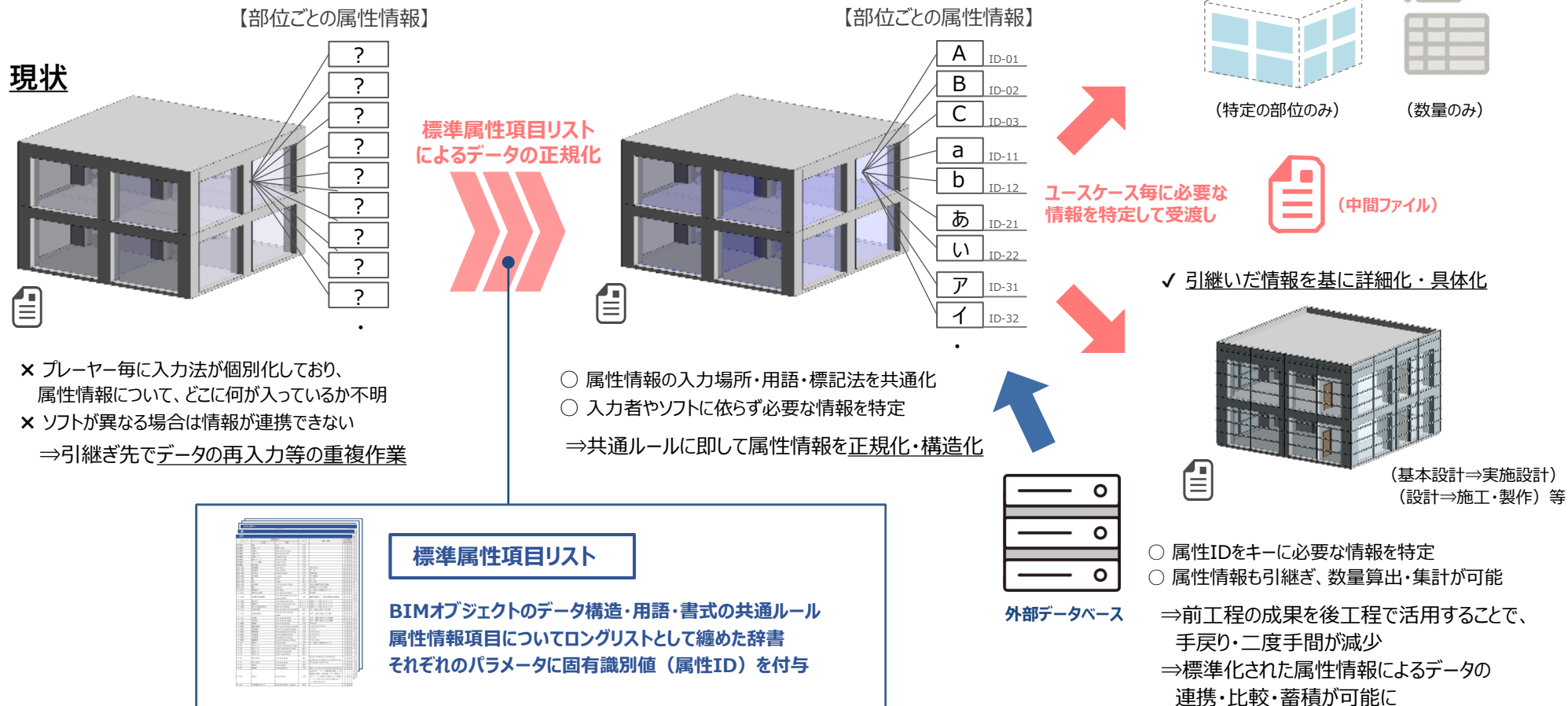
フィルタセット

: 閲覧性及び検索性を高めるためのフィールドセット

共通フィールド

: 標準属性項目の共通となるフィールドで、チーム間で統一されたフィールド

■ 様々なプレーヤーやソフトウェア間で情報を伝達する際の共通言語を整理し、異なるプロセス間・ソフト間で支障なくデータ連携できる環境を整備する



■ R7年度の主な取組

- ・標準属性項目リストの拡充
- ・ユースケース別の標準活用ルールの検討（S4積算、部門間連携、施工製作を対象に検討）

- 維持管理・運用段階の業務におけるBIM活用の可能性を検討するため、維持管理・運用に関する各業務におけるBIM活用のあり方や実務的な有効性について具体的な整理を行う

■WGにおける検討事項

1.維持管理・運用の業務において、必要な情報や業務で得られる情報の整理

- ・ 維持管理・運用業務の流れや、その中で必要な情報、得られている情報、データなどを整理し、業務のリスト化・構造化を図る
- ・ これらの業務に対して維持管理・運用BIMの活用による効果の検討を実施

2.維持管理・運用段階のBIM活用に関するガイドライン策定の検討

- ・ 維持管理・運用段階のBIM活用の考え方、維持管理・運用段階のBIM作成フローなどを整理

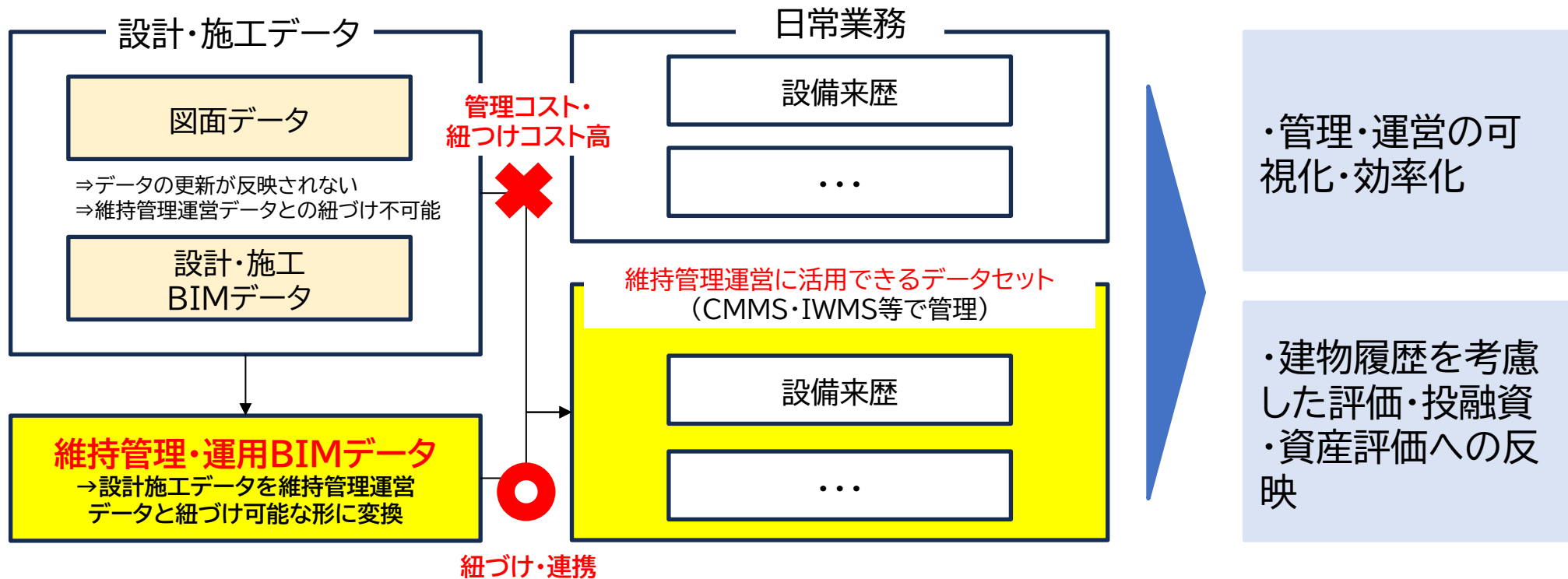
■スケジュール

	主な議題
第1回(7月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理・運用段階の業務整理の方針 ・ 既存建築物BIM化ガイドライン構成
第2回(12月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理・運用段階の業務において取扱うデータ ・ 既存建築物BIM化ガイドラインの骨子
第3回(2月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ とりまとめに向けた議論

■WGの構成メンバー

座長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 志手一哉氏(芝浦工業大学)
委員	<ul style="list-style-type: none"> 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会 ・ 松岡辰郎氏(株式会社NTTファシリティーズ) ・ 猪里孝司氏(大成建設株式会社)
	<ul style="list-style-type: none"> 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 ・ 杉田洋氏(広島工業大学) ・ 白川愛幸氏(日本空調サービス株式会社) ・ 尾崎貴之氏(同上)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉本圭二氏(日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社) ・ 平山英幸氏(同上)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 板谷敏正氏(プロパティデータバンク株式会社)
事務局	国土交通省 住宅局建築指導課 株式会社価値総合研究所

- 維持管理・運用BIMデータ作成は、「設計・施工BIMデータを維持管理運営に必要となるデータ（CMMS・IWMS等で管理）と紐づけ可能にすること」と捉えられる。維持管理運営に必要なデータ群作成に有効であり、業務効率化等に繋がる可能性がある
- 維持管理運営用のデータ群作成が一般化すれば、それらが不動産取引や投融資の際に活用されることで、透明性が高い不動産マーケットの実現につながり、築古ストックの資産価値の精緻化・向上につながる可能性がある。また、BM事業者の業務効率の向上が期待されるほか、PM・AM・FMオーナーにとって管理運営状況の可視化につながり発注・管理の効率化・高質化につながる事が期待される。さらに、法令順守状況が可視化され、建物の適正管理につながる事が期待される



- 維持管理・運用段階の業務内容を整理した上で、そこでやり取りされているデータおよびやり取りされるべきデータの整理を実施
- これらの内、DBに入力すべきもの、BIMに入力してDBに連携すべきものをそれぞれ棲み分け
- 上記の作業にあたっては、DB側で履歴情報を持ち、BIMには3次元情報が必要であるものおよびDBの履歴情報と紐づけするための製品情報を入れることを基本的な考え方をして整理

■整理イメージ

	項目	詳細項目例	データ保管場所		BIM活用案	
			DB	BIM	BIM単体	DB連携時
土地基本情報	土地基本情報	土地コード	○	◎	土地や道路等の周辺情報の確認	対象となる土地の確認
	対象建物	建物名称	○	◎	その土地にある建物の確認	対象となる土地の確認
建物基本情報	建物基本情報	建物コード	○	◎	建物外観や内見検の確認(デジタルツイン)	対象となる土地の確認
	建物仕様	構造	○	◎	建物仕様や構造・躯体・収まり等の確認 平面立面断面図の確認 設備等の形状や位置の確認	対象となる建物の左記の確認
...

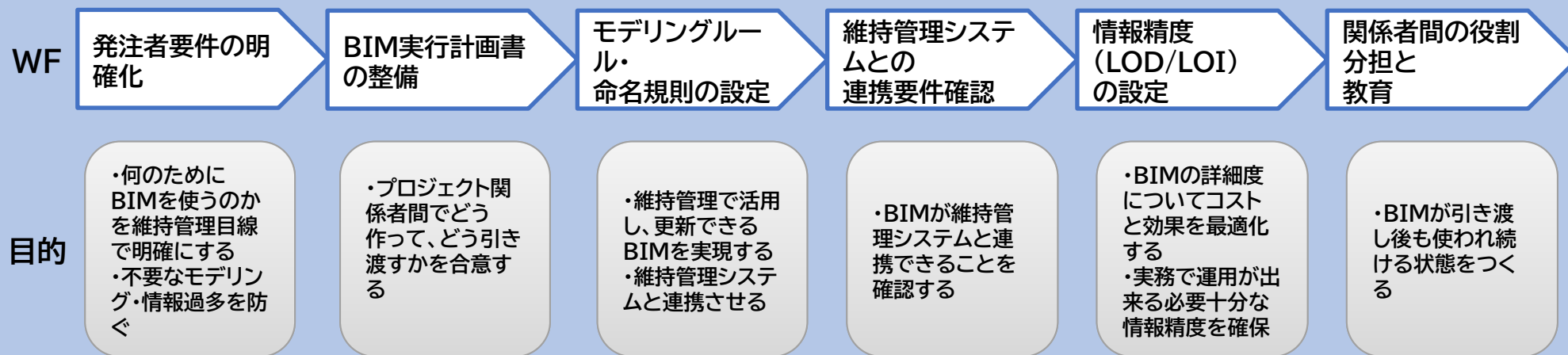
■維持管理・運用BIMの基本的な考え方

- そのため、維持管理・運用段階でのBIMデータの活用にあたっては、その目的を整理し、業務プロセスとあわせて見直すことが重要

■維持管理・運用BIM構築・運用のワークフロー

- BIMモデルを作成するにあたり、関係者間で下記のようなステップを進めていくことが必要になる。

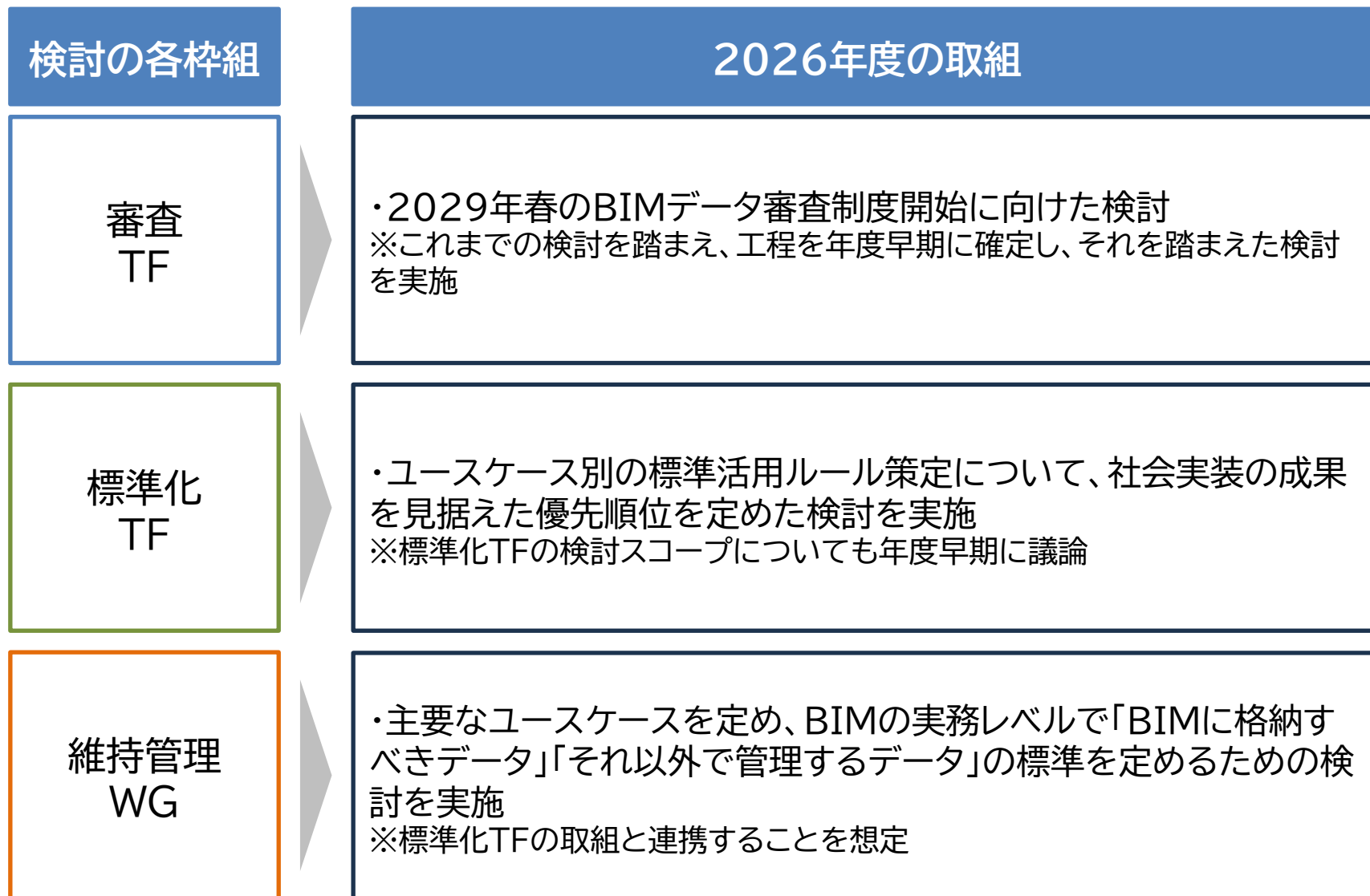
維持管理・運用段階BIM構築の流れ



■ユースケースについて

- 維持管理・運用段階で現在もBIMの活用が行われている事例について、その構築・運用に関するワークフローを紹介

- 次年度以降は各枠組みにおいて下記の通りの取組を行う予定



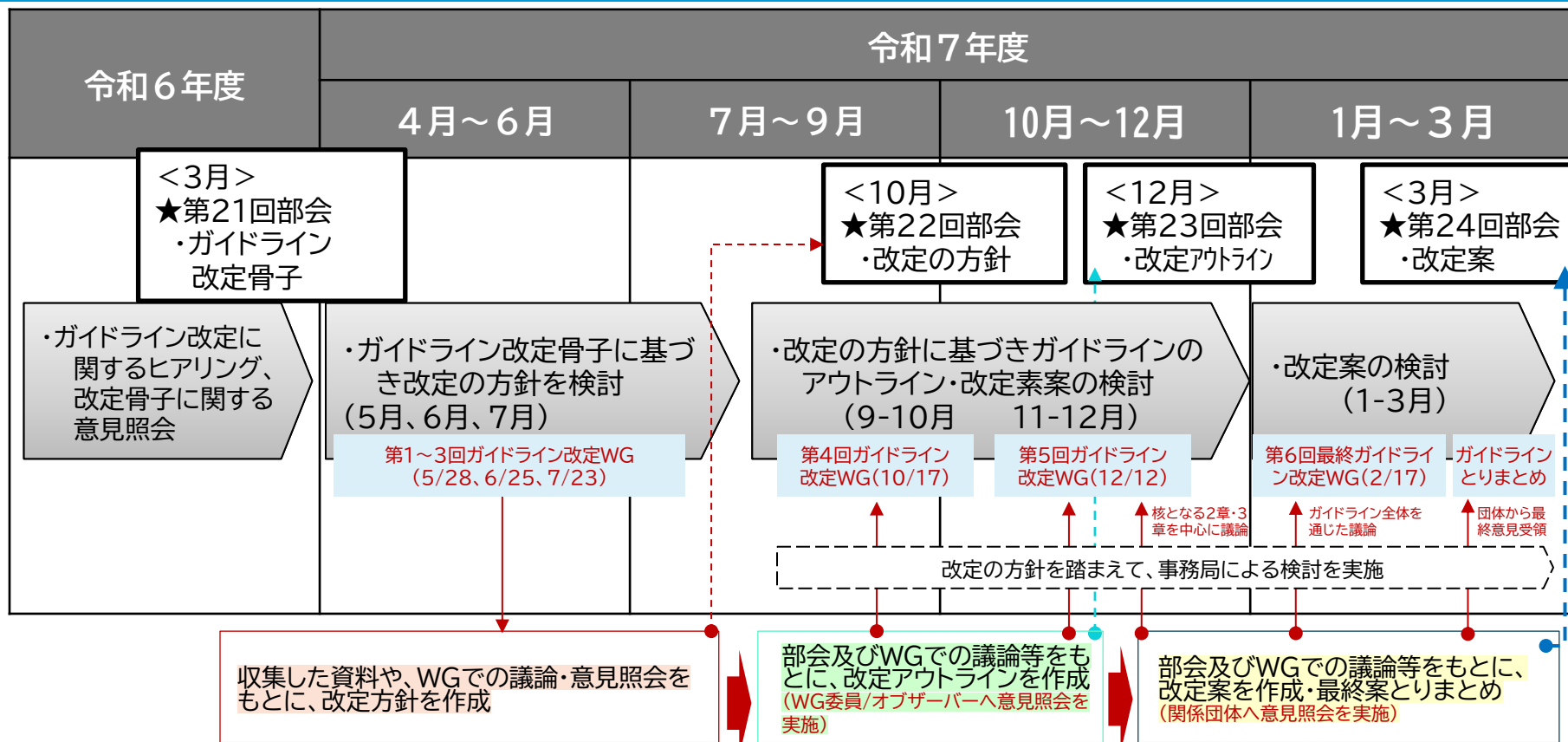
ガイドライン第3版改定のスケジュール

- 第22回 建築環境整備部会（今回）では、5月に設置したガイドライン改定WGでの議論を踏まえた改定方針について整理・提示。
- 第23回 建築環境整備部会では、改定方針に基づく改定アウトラインを整理、提示。
- 第24回 建築環境整備部会で整理したガイドライン改定案を作成・提示し、令和8年度にガイドライン第3版の公開予定。

※ガイドライン改定WGの検討体制

主査:志手先生 委員:設計3会、日建連、全建、不動協、住団連、CM協会、JFMA、bSJ

オブザーバー:その他の関係団体、国土交通省営繕部 事務局:国土交通省住宅局、市浦H&P



ガイドライン(第3版)改定の全体方針

BIMガイドライン第2版以降の国内での建築BIM推進会議・各部会、関係団体・TF等によるBIMの取組・検討成果の蓄積ならびにBIMを含む建築工事等に関する情報の整理・デジタル化に係るISO国際規格の普及を踏まえ、次に示す3点をポイントに第3版改定を進めている。

【前年度改定骨子】ガイドライン改定の方向性について

1. ガイドライン(第2版)における「今後の検討課題」の反映

※ LOD/LOI、BIMマネージャー、設計変更への対応※2、業務報酬※1、竣工モデルの定義、施工技術コンサルティング※3、設計責任と契約、著作権

2. 建築BIMの将来像と工程表(ロードマップ)の反映

- ・ BIMによる建築確認の環境整備
- ・ データ連携環境の整備
- ・ 維持管理運用段階におけるデジタル化

3. その他反映すべきもの

※1「今後の検討課題」には項目建ではあるが、別会議体での検討とする。

※2「今後の検討課題」には項目建ではあるが、BIM特有の課題が見当たらないため、今回改定では取り上げない。

※3 建設業界で理解が共有されている既存の用語で置き換えが可能であり、従来にない新たな職能と捉えられることを避けるために、既存の用語に置き換える形で記載の修正を実施。

<Point1>

- ・ ガイドライン(第2版)における「今後の検討課題」及び、建築BIMの将来像と工程(ロードマップ)の反映を、ガイドライン(第3版)の主要な検討項目とする。

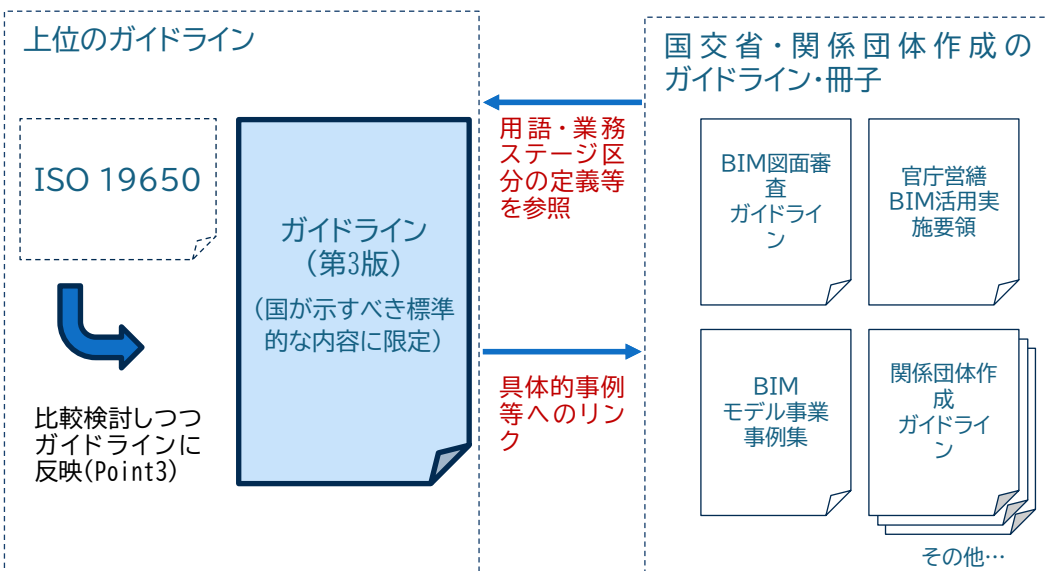
分類	検討項目
ガイドライン(第2版)における「今後の検討課題」の反映	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細度 (LOD/LOI) ・ BIMに係る職能 (BIMマネージャー) ・ 成果品に係るBIM (竣工モデルの定義) ・ BIMデータに係る権利 (著作権) ・ BIMデータにおける責任区分 (設計責任と契約)
建築BIMの将来像と工程表(ロードマップ)の反映	<ul style="list-style-type: none"> ・ BIMによる建築確認の環境整備 ・ データ連携環境の整備 ・ 維持管理運用段階におけるデジタル化
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ EIR/BEP ・ CDE

▶ Point2、3へ

ガイドライン(第3版)改定の全体方針

<Point2>

- ガイドライン(第3版)は、国交省及び関係団体によるBIMへの取組や関係団体が作成するガイドライン・冊子類の前提となる上位のガイドラインとして位置付ける。



【第3版目次構成の方向性】

- Point1の各検討項目の充実、Point2をふまえた国の示す標準的な内容に集約する等の見直しを図る。

第2版目次	第3版目次(案)
1. はじめに	▶ 1. はじめに
IS019650への準拠など本ガイドラインの位置づけを明記 第3版で新たに扱う用語の定義の追加	
2. BIMの標準ワークフローについて	▶ 2. BIMの標準ワークフローについて
Point1等の検討項目を見直した上で、標準ワークフローの基本パターンについて説明を実施。	
3. BIMの標準ワークフローの活用にあたっての留意事項・解説	▶ 3. BIMの標準ワークフローの活用にあたっての留意事項・解説
第3版で新たに扱う用語について具体的な内容を中心に上げる章として、第2版から再構成。	
—	▶ 4. まとめ(今後の展開について)
建築BIMの将来像とロードマップとの関係など、現在の業界の状況について整理	
4. パターン別ワークフローについて	▶ 別添資料
パターン別ワークフローは別添資料として整理しなおすことで、シンプルで読みやすい構成に変更	

ガイドライン(第3版)改定の全体方針

<Point3>

- BIM関連の国際規格であるISO19650との整合性に配慮する。
 ※ISO19650に記載があり、ガイドラインに記載のない内容を増補する。
 ※ISO19650をそのまま踏襲するものではなく日本国内の建築生産システムにあう形（一般的に使われる用語）で翻訳しながらガイドラインに援用していく。

	ガイドラインにて記載が不足する項目の例（8項目）	ガイドラインへの援用イメージ
5.1.1	情報マネジメント機能担当者の任命	BIMに係る職能を検討する中で参考とする
5.4.2	デリバリーチームの詳細責任分担表の確立	レスポンスビリティ・マトリクスを活用しながら責任分担の考え方を参考とする
5.4.4	TIDPの確立（タスクチームが決める）	標準ワークフローの説明の中で参考とする
5.4.5	MIDPの確立（発注者が決める）	標準ワークフローの説明の中で参考とする
5.6.3	品質保証検査の完了	データ納品された情報品質の考え方として参考とする
5.6.4	情報のレビューおよび共有の承認	CDE環境の構築にあたって参考とする（作業中⇒共有）
5.6.5	情報モデルのレビュー	CDE環境下での干渉チェックなど「共有」での内容を参考とする
5.7.2	情報モデルのレビューおよび許可	CDE環境にて参考とする（共有⇒公開）

他国ガイドラインにて採用している項目を抽出し、本ガイドラインに記載のない項目を抽出



責任分担表
(レスポンスビリティマトリクス)
について

CDE環境
について

ISO 19650-2 の構成

ISO-19650-2 目次 (節)	ISO-19650-2 目次 (項目)
5.1 情報マネジメントプロセス-評価及びニーズ	5.1.1 情報マネジメント機能担当者の任命
	5.1.2 プロジェクト情報要求事項の確立
	5.1.3 プロジェクト情報の納入マイルストーンの確立
	5.1.4 プロジェクト情報標準の確立
	5.1.5 プロジェクト情報生産手法及び手順の確立
	5.1.6 プロジェクトの参照情報及び共有資源の確立
	5.1.7 プロジェクトの共通データ環境の確立
	5.1.8 プロジェクトの情報プロトコルの確立
	5.1.9 評価及びニーズのプロセスフロー
5.2 情報マネジメントプロセス-入札案内	5.2.1 発注組織の情報交換要求事項の確立
	5.2.2 参照情報及び共有資源の収集
	5.2.3 応札要求事項及び評価基準の確立
	5.2.4 入札案内情報の集約
	5.2.5 入札案内のプロセスフロー
5.3 情報マネジメントプロセス-応札	5.3.1 情報マネジメント担当者の選任
	5.3.2 デリバリーチームの(受託前) BIM実行計画の確立
	5.3.3 タスクチームの能力及び容量評価
	5.3.4 デリバリーチームの能力及び容量の確立
	5.3.5 デリバリーチームの動員計画の確立
	5.3.6 デリバリーチームのリスク台帳の確立
	5.3.7 デリバリーチームの応札の集約
	5.3.8 応札プロセスフロー
5.4 情報マネジメントプロセス-受託	5.4.1 デリバリーチームのBIM実行計画の確認
	5.4.2 デリバリーチームの詳細責任分担表の確立
	5.4.3 元請受託組織の情報交換要求事項の確立
	5.4.4 タスク情報デリバリー計画の確立
	5.4.5 マスター情報デリバリー計画の確立
	5.4.6 元請受託組織の受託文書の完成
	5.4.7 受託組織の受託文書の完成
	5.4.8 受託プロセスフロー
5.5 情報マネジメントプロセス-動員	5.5.1 資源の動員
	5.5.2 情報技術の動員
	5.5.3 プロジェクトの情報生産手法及び手順のテスト
	5.5.4 動員プロセスフロー
5.6 情報マネジメントプロセス-情報の協働生産	5.6.1 参照情報及び共有資源の利用可能性検査
	5.6.2 情報の作成
	5.6.3 品質保証検査の実施
	5.6.4 情報のレビュー及び共有の承認
	5.6.5 情報モデルのレビュー
	5.6.6 情報の生産プロセスフロー
5.7 情報マネジメントプロセス-情報モデルの納入	5.7.1 元請受託組織による認可のための情報モデルの提出
	5.7.2 情報モデルのレビュー及び認可
	5.7.3 発注組織による受入のための情報モデルの提出
	5.7.4 情報モデルのレビュー及び受入
	5.7.5 情報モデル納入プロセスフロー
5.8 情報マネジメントプロセス-プロジェクトの終結	5.8.1 プロジェクト情報モデルのアーカイブ
	5.8.2 将来のプロジェクトのための教訓取得
	5.8.3 プロジェクト終結のプロセスフロー

ガイドライン改定における主要な改定内容

	項目	改定骨子における論点※/検討の背景	改定内容
ガイドライン（第2版） 「今後の検討課題」に関する論点	①詳細度	<ul style="list-style-type: none"> 統一した指標（定義）を定めるべきであるか。 各段階における成果物のLOD/LOIの標準や、これに基づき業務の進捗を管理する方法について、統一したルールを定めるべきであるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際的なBIM活用の考え方をふまえ、「詳細度」を関係者間での役割や責任分担を明確にする上での情報管理の考え方として位置づけ。 関係者間の意思疎通のため、詳細度の定義を記載（第2版を踏襲）。国として統一した指標は設けず、代表的な指標や、それをを用いた業務進捗管理の手法を紹介。
	②BIMに係る職能	<ul style="list-style-type: none"> BIMマネージャー、BIMコーディネーターなどのBIMの活用に必要な職能の定義は、どのようにあるべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> BIM技術者の職能や役割などの共通言語化が必要であるため、BIMに係る職能・役割を整理し、定義。
	③成果品に係るBIM	<ul style="list-style-type: none"> 竣工図を代替する竣工モデルの目的、定義、作成者は、どのようにあるべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> BIMデータを成果品として整えることは、受注者側にとっては大きな労力と費用が必要であるため、納品の要否や、納品するBIMデータの内容について、EIR/BEP等での合意の重要性を記載。 EIR/BEP等で合意する上での意思疎通のため、成果品に関わるBIMデータの名称を定義。
	④BIMデータに係る権利	<ul style="list-style-type: none"> BIMデータに係る著作権等の権利を整理するとともに、データの受渡しに当たって生じる利用の許諾など、契約のあり方について、一定のルール化を図るべきでないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 属性情報を含むBIMデータの二次利用に対する懸念が従来の2Dデータよりも大きく、現時点で法的判断の蓄積も少ないことから、BIMデータに係る権利については、契約や覚書等で合意を行うことを推奨。 覚書に記載すべき項目を示し、参考となるひな形を紹介。
	⑤BIMデータにおける責任区分	<p>(BIMデータによる契約が行われることとなった場合、)</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約対象となる範囲の明示をどのように行うべきであるか。 BIMデータに含まれる責任区分はどのようにあるべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> BIMデータは、様々な主体が関与して作成することになるため、各主体の作業内容の責任区分を予めEIR/BEPで合意を行うべき旨を記載。 作成したBIMデータのどこまで責任を持つかについて、データの受け渡しや納品時等に覚書や説明書等で合意を行うべき旨を記載。
対応に関する論点 ISO19650の	⑥EIR/BEP	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン第2版では必要性や関係団体の例の紹介はあるが、提示・合意すべき共通項目に係る記述ない。 	<ul style="list-style-type: none"> BIM活用の上で受発注者間での適切な意思疎通を図る上でのEIR/BEPの重要性について位置づけ。 EIR/BEPに共通で盛り込むべき項目について整理し、提示。
	⑦CDE	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン（第2版）にはCDEの紹介はあるが、活用にあたっての具体的な留意事項に係る記述がなく、ISO19650と比較して最も記述が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> BIMデータを用いた協働の上で、CDE（共有データ環境）を構築し、活用することの有効性を提示。 CDE構築の上での考え方として、ISO19650に基づくBIMデータのステータス管理の考え方について紹介。